

參考資料

1 第4次・健康たかつき 21 の目標項目一覧

本計画の進行管理と評価を行う指標となる目標項目及び目標値設定の考え方を一覧として掲載します。

※現状値、目標値については「第5章 計画の取組内容」を参照してください。

| No. | | 目標項目 | | 目標値設定の考え方 | |
|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--|------------------------|
| 全体目標 | 健康寿命の延伸 | 男性 | 健康寿命 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |
| | | | 平均寿命 | | |
| | | 女性 | 健康寿命 | | |
| | | | 平均寿命 | | |
| 生活習慣の改善 (1) 栄養・食生活・食育 | 1-1 | 朝食を欠食する人の減少 | 小学5年生 | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 | |
| | | | 中学2年生 | | |
| | | | 高校2年生 | | |
| | | | 20～39歳 | | |
| | 1-2 | 適正体重を維持している人の増加 | 10歳(小学5年生)の肥満傾向児 | 第2次成育医療等基本方針の中間評価の目標値に合わせて設定 | |
| | | | 13歳(中学2年生)の肥満傾向児 | | |
| | | | 20～39歳女性のやせ | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 ※65歳以上の低栄養傾向について、BMI 20以下 | |
| | | | 20～69歳男性の肥満 | | |
| | | | 40～69歳女性の肥満 | | |
| | | | 65歳以上の低栄養傾向 | | |
| | 1-3 | 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている人の増加 | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる人 | 20歳以上 | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 |
| | | | | 20～39歳 | |
| | | | 塩分を控える | 20歳以上 | 前計画の目標値を継続して設定 |
| | 野菜をしっかり食べる | 20歳以上 | | | |
| | 1-4 | 食生活の課題の改善や適切な食生活の維持に意欲のある人の増加 | 男性 | 前計画の目標値を継続して設定 | |
| 女性 | | | | | |
| 1-5 | 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の増加 | 20歳以上 | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 | | |

| No. | 目標項目 | | 目標値設定の考え方 | | | |
|------------------|-------------------------|--|---------------|------------------------------|--|-------------------------|
| (1) 栄養・食生活・食育 | 1-6 | 食育に関心を持っている人の増加 | 20歳以上 | | 現状値が第4次食育推進基本計画の目標値(90%)を達成しているため、前計画の目標値を継続して設定 | |
| | 1-7 | 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 | 20歳以上 | | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 | |
| | | | 小学5年生 | 前計画の目標値を継続して設定 | | |
| | | | 中学2年生 | 前計画の目標値を継続して設定 | | |
| | | 高校2年生 | 中学2年生に合わせて設定 | | | |
| | 1-8 | ゆっくりよく噛んで食べる人の増加 | 20歳以上 | | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 | |
| | 1-9 | 地域や家庭で受け継がれてきた、和食に代表される伝統的な料理や作法等を継承して、伝えている人の増加 | 20歳以上 | | 第4次食育推進基本計画の目標値に合わせて設定 | |
| | (2) 身体活動・運動 | 2-1 | 日常生活における歩数の増加 | 20～64歳 | 男性 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 |
| | | | | | 女性 | |
| | | 65歳以上 | 男性 | | | |
| | | | 女性 | | | |
| 2-2 | | 日常生活の中で意識的に体を動かすことを心がける人の増加 | 男性 | | 前計画の目標値を継続して設定 | |
| | | | 女性 | | 男性に合わせて設定 | |
| 2-3 | | 運動習慣者(1回 30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人)の増加 | 20～64歳 | 男性 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |
| | | | | 女性 | | |
| | 65歳以上 | 男性 | | | | |
| | | 女性 | | | | |
| 2-4 | 運動やスポーツを習慣的にしていない子どもの減少 | 小学5年生 | 男子 | 第2次成育医療等基本方針の中間評価の目標値に合わせて設定 | | |
| | | | 女子 | | | |
| 2-5 | 外出について積極的な態度を持つ人の増加 | 65歳以上 | 男性 | 前計画の目標値を継続して設定 | | |
| | | | 女性 | | | |
| (3) 休養・こころ | 3-1 | 睡眠で休養がとれている人の増加 | 20～59歳 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | | |
| | | | 60歳以上 | | | |
| | 3-2 | 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の減少 | 20歳以上 | | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |

生活習慣の改善

参考資料

| No. | 目標項目 | | 目標値設定の考え方 | | |
|----------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|-----------------------|
| (4) 歯・口腔の健康 | 4-1 | むし歯のない子どもの増加 | 3歳 | | |
| | | | 12歳(中学1年生) | | |
| | 4-2 | 歯肉に炎症所見を有する人の減少 | 20~39歳 | 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)の目標値に合わせて設定 | |
| | 4-3 | 歯周病を有する人の減少 | 40歳以上 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |
| | 4-4 | よく噛んで食べることができる人の増加 | 50歳以上 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |
| | 4-5 | 歯の喪失の防止 (40歳以上で自分の歯が19歯以下の人の減少) | 40歳以上 | 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)の目標値に合わせて設定 | |
| | 4-6 | 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加 | 80歳(75~84歳) | 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)の目標値に合わせて設定 | |
| | 4-7 | 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加 | 60歳(55~64歳) | 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)の参考指標の目標値に合わせて設定 | |
| 4-8 | 定期的な歯科健診の受診者の増加 | 20歳以上 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | | |
| (5) たばこ(喫煙) | 5-1 | COPDの死亡率の減少(10万人当たり) | | 現状値が健康日本 21(第三次)の目標値(10.0)を達成していることを踏まえ設定 | |
| | 5-2 | 喫煙率の減少 | 男性 | 前計画の目標値を継続して設定 | |
| | | | 男性(40~64歳) | | |
| | 5-3 | 20歳未満の人の喫煙(喫煙経験)をなくす | 女性 | | すでに現状値は低い値であることを踏まえ設定 |
| | | | 小学5年生 | 男子 | |
| | | | | 女子 | |
| | | | 中学2年生 | 男子 | |
| | | 女子 | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | | |
| 高校2年生 | 男子 | | | | |
| | | 女子 | | | |
| 5-4 | 妊娠中の喫煙をなくす | 女性 | 第2次成育医療等基本方針の中間評価の目標値に合わせて設定 | | |
| 5-5 | 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 | COPD | 20歳以上 | 前計画の目標値を継続して設定 | |
| | | 心臓病 | | | |
| | | 脳血管疾患 | | | |
| | | 妊娠に関連した異常 | | | |
| | | 歯周病 | | | |

生活習慣の改善

参考資料

| No. | | 目標項目 | | 目標値設定の考え方 | |
|------------------|-----------------------|-----------------------|---|---|-------------------------------|
| 生活習慣の改善 | (6) アルコール (飲酒) | 6-1 | 生活習慣病のリスクを高める量*の飲酒をしている人の減少 | 男性 現状値が健康日本 21(第三次)の参考値(13.0%)を達成していることを踏まえ設定 ※純アルコール量 40g 以上 | |
| | | | 女性 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 ※純アルコール量 20g 以上 | | |
| | 6-2 | 20 歳未満の人の飲酒をなくす | 小学5年生 | 男子 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 ※前計画とは集計方法が異なります | |
| | | | 中学2年生 | 男子 | |
| | | | | 女子 | |
| | | | 高校2年生 | 男子 女子 | |
| 生活習慣病の発症予防・重症化予防 | (7) がん | 7-1 | がんの年齢調整死亡率の減少(10 万人当たり) | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 | |
| | | 7-2 | がん検診受診率の向上 (高槻市がん検診より) | 肺がん(40~69 歳) | 現状値から 10%増加(1.1倍)を目標値に設定 |
| | | | | 胃がん(50~69 歳) | |
| | | | | 大腸がん(40~69 歳) | |
| | | | | 子宮頸がん(20~69 歳) | |
| | | 7-3 | がん検診受診率の向上 (高槻市アンケート調査より) | 肺がん(40~69 歳) | 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 |
| | 胃がん(50~69 歳) | | | | |
| | 大腸がん(40~69 歳) | | | | |
| | 子宮頸がん(20~69 歳) | | | | |
| | (8) 循環器疾患 | 8-1 | 脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少 (10 万人当たり) | 脳血管疾患 | 男性 健康日本 21(第三次)の目標値に合わせて設定 |
| | | | | 心疾患 | 女性 男性 女性 |
| | | 8-2 | 特定健康診査受診率の向上 | 高槻市国民健康保険加入者(40~74 歳) | 国の特定健康診査等基本指針を参考に設定 |
| 8-3 | | 特定保健指導実施率の向上 | 高槻市国民健康保険加入者(40~74 歳) | 国の特定健康診査等基本指針を参考に設定 | |
| 8-4 | | 高血圧者の減少 | 高槻市国民健康保険加入者(40~74 歳) | 健康日本 21(第三次)の目標値(ベースライン値から5mmHg の低下)を参考に設定 | |
| 8-5 | 脂質(LDL コレステロール)高値者の減少 | 高槻市国民健康保険加入者(40~74 歳) | 健康日本 21(第三次)の目標値(ベースライン値から 25%の減少)に合わせて、現状値から 25%の減少(0.75 倍)に設定 | | |

| No. | | 目標項目 | | 目標値設定の考え方 |
|------------------|--------------------------|--|--|--|
| 生活習慣病の発症予防・重症化予防 | (8) 循環器疾患 | 8-6 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 高槻市国民健康保険加入者(40~74歳) | 健康日本 21(第三次)の目標値(第4期医療費適正化計画に合わせる、平成 20 年度比 25.0%以上減少)を参考に、現状値から 25%の減少(0.75 倍)に設定 |
| | | 8-7 | 年に1回健康診査や人間ドックを受けている人の増加 20 歳以上 | 前計画の目標値を継続して設定 |
| | (9) 糖尿病 | 9-1 | 糖尿病有病者の増加の抑制 高槻市国民健康保険加入者(40~74歳) | 国の疾病予測等を勘案して設定 ※前計画とは算出方法が異なります |
| | | 9-2 | 糖尿病治療継続者の増加 高槻市国民健康保険加入者(40~74歳) | 健康日本21(第三次)の目標値に合わせて設定 |
| | | 9-3 | 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の減少 高槻市国民健康保険加入者(40~74歳) | 健康日本21(第三次)の目標値に合わせて設定 |
| | 健康づくりを支える社会環境 | (10) 健康づくりを支える社会環境 | 10-1 | 社会活動を行っている人の増加 20 歳以上 |
| 65 歳以上 | | | | 男性 女性 |
| 10-2 | | 健康づくり・食育の推進を目的とした活動に主体的に関わっている人の増加 20 歳以上 | 前計画の目標値を継続して設定 | |
| 10-3 | | 受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する人の減少 | 家庭 | 健康日本 21(第三次)の目標値を参考に設定 |
| | | | 職場 飲食店 | |
| 10-4 | 「第4次・健康たかつき21」を知っている人の増加 | 男性 女性 | 前計画の目標値を継続して設定 | |

2 第4次・健康たかつき 21 に係る行政の取組

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-----------------------|--|------|------|-----|----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 1 | | | | | | ● | | | | | がん検診 | 対象年齢の市民に対し、保健センターでの集団検診、医療機関での個別検診を無料で実施します。検診結果で、精密検査の対象となった人のうち、精密検査未受診者については、早期治療につなげるためのフォローアップを行います。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 2 | | | | | | ● | | | | | 肝炎ウイルス検診 | 肝炎に関する予防的な指導と肝炎ウイルス検査の受診の啓発に取り組みます。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 3 | | | | | | ● | | | | | 成人ピロリ菌検査及び中学生ピロリ菌対策事業 | 胃がんやその他の病気のリスクを早期に減らすために、対象年齢の成人のピロリ菌検査の費用一部助成と中学2年生の検査と除菌費の全額助成を行います。 | ● | ● | | 健康づくり推進課 |
| 4 | | | | | | | ● | | | | 高槻市国民健康保険特定健康診査 | 市国保加入の40～74歳を対象に、公民館・保健センター等での集団健診、医療機関での個別健診を無料で実施します。健診結果から「特定保健指導」や「生活習慣病重症化予防」の対象者を抽出し、生活習慣病の重症化による循環器疾患の予防につなげます。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 5 | ● | ● | | | ● | ● | | ● | ● | | 高槻市国民健康保険特定保健指導 | 特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の人を抽出し、生活習慣改善支援を行います。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 6 | | | | | | | ● | ● | | | 生活習慣病重症化予防 | 特定健診受診者のうち、高血圧及び糖尿病のハイリスク者に対し、医療機関受診勧奨や生活習慣改善指導を行います。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 7 | | | | | | | ● | | | | 在宅障がい者健診 | 在宅障がい者が健康診査を受診する機会の充実に努めることで、健康の保持・増進を図ります。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 8 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 情報提供の充実 | 特定健診・がん検診、健康づくりに関する情報を健康だよりや広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、広く提供します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-------------------------|---|------|------|-----|----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 9 | ● | ● | | ● | | ● | | | | | 健康相談会 | 特定健診の結果の見方と自身の健康状態への理解を深めてもらうために結果説明会を行い、生活習慣改善につなげます。また、同会場で医師・管理栄養士・保健師・薬剤師による個別相談会を行い、健康づくりについて気軽に相談ができる場を提供します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 10 | ● | ● | | | ● | ● | | | | | 健康教育(教室) | 集団教室を通じて、生活習慣病を予防するための生活習慣に関する知識の普及・啓発に努めます。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 11 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● | 健康教育(出前講座) | 地域主催の健康講座に出向いて健康教育を実施、もしくは講師派遣を行うことで、地域の主体的な健康づくりを支援します。また、講座を通じて、健康づくりに関する正しい知識を普及するとともに、「健康たかつき21」について周知します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 12 | ● | | | | | | | | | | 食育SATシステムによる啓発 | 各種教室やイベントなどで食育SATシステムを用いた食事診断を行い、栄養バランスの良い食事などを啓発します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 13 | ● | | | | | | | | | | はにたん適塩プロジェクト | 高血圧の予防・改善のため、塩分控えめな「適塩」の食事の重要性を啓発するとともに、食生活等の生活習慣改善に関する知識の普及・啓発を行います。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 14 | ● | | | | | | | | | | 食育情報発信 | 食育に関する情報や取組を発信することで、「食」の大切さを周知・啓発します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 15 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 健康・食育フェア&健康たかつき21シンポジウム | 健康づくり・食育への関心と理解を深め、自ら健康づくりに取り組むきっかけ作りとなるよう、関係団体や教育機関、企業等と連携し、子どもから大人までが楽しめる催しを行います。あわせて、「健康たかつき21」について周知します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 16 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 健康たかつき21ネットワークの推進 | 関係団体や教育機関、企業等と連携・協力し、情報交換等を行いながら、市全体で健康づくり・食育の推進に向けた総合的な取組を行います。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 17 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | 健康相談 | 電話・面談・訪問にて健康相談に応じ、健康づくりを支援します。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|------------------------------------|--|------|------|-----|----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 18 | | ● | | | | | | | | | 産官連携事業 | 市内のフィットネス事業者と連携し、運動習慣の定着及びメタボリックシンドロームの改善のために、特定保健指導対象者に対し、3か月間のフィットネス無料体験を実施します。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 19 | | ● | | | | | | | | | 体組成測定による啓発 | イベントや各種事業等で体組成測定を行い、身体活動・運動に取り組むきっかけを作ります。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 20 | | | | ● | | | | | | | 成人歯科健康診査 | 18歳以上(ただし妊産婦は18歳未満も可)を対象に「かかりつけ歯科医」による個別歯科健康診査(歯っぴー健診)と保健センターでの集団歯科健康診査を無料で実施します。 | | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 21 | | | | | | | | | | ● | 地域で活動する栄養士の支援 | 地域で活動する「高槻市栄養士会」所属の栄養士を支援することで、地域における健康づくり・食育の推進を図ります。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 22 | | | | | | | | | | ● | 健康づくり推進リーダーの養成 | 地域で中心となり、健康づくり・食育を推進する「健康づくり推進リーダー」を養成し、連携を取りながら、地域の健康課題を解決するための取組を行うことで、地域の主体的な健康づくりを目指します。 | ● | ● | ● | 健康づくり推進課 |
| 23 | ● | | | | | | | | | | 特定給食施設等指導・助言 | 特定給食施設などへの巡回指導や講演会を通じて、給食施設にて給食喫食者の栄養管理が適切に行われるように指導・助言を行います。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 24 | ● | | | | | | | | | | 高槻集団給食研究会の支援 | 給食施設を有する事業所などが参加する「高槻集団給食研究会」の支援を通じて、自主的な栄養管理と給食喫食者の教育を推進します。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 25 | ● | | | | | | | | | ● | 食の環境整備事業(「うちのお店も健康づくり応援団の店」への加入推進) | 外食に関する団体、企業、行政等で構成する「大阪ヘルシー外食推進協議会」に参画し、市民の健康づくりを食生活から支援するために、「うちのお店も健康づくり応援団の店」への加入を推進します。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 26 | ● | | | | | | | | | | 保健機能食品等の知識普及・啓発事業 | 栄養成分表示、誇大広告の禁止などに関する適切な情報提供を行うとともに食品・広告業者への相談や指導を行います。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-----------------------|---|------|------|-----|---------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 27 | | | | | ● | | | | | | たばこ対策 | たばこの健康影響や受動喫煙に関する知識の普及啓発を行うとともに、禁煙希望者等に助言等の支援を行います。法や条例の周知等を通じて、受動喫煙の防止を図ります。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 28 | | | | | | | | | | ● | 健康教育事業(市民医学講座) | 市民の健康づくりに資することを目的として、市民医学講座を開催し、医療に関する知識を提供します。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 29 | | | | ● | | | | | | | 健康教育事業(市民歯学講座) | 市民の歯・口腔に関する健康づくりの意識を高めるため、市民歯学講座を開催します。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 30 | | | | ● | | | | | | | 障がい児・者の歯科診療と口腔指導の推進 | 身体障がい又は知的障がい、その他障がいを有する人に対する歯科診療を行います。 | ● | ● | ● | 健康医療政策課 |
| 31 | ● | | | | | | | | | | 食品衛生知識の普及・啓発 | 市民や食品等事業者からの要望に応じて実施する講習会や面談・電話での相談、広報誌及び市ホームページなどを通じて、食品衛生に関する知識の普及・啓発を行います。 | ● | ● | ● | 保健衛生課 |
| 32 | ● | | | | | | | | | | 食中毒・食品などに関する苦情・相談対応 | 市民からの食品に関する苦情や食中毒が疑われる情報を調査し、再発や被害拡大を防止するための措置を行います。 | ● | ● | ● | 保健衛生課 |
| 33 | ● | | | | | | | | | ● | 食中毒予防・食の安全に関する出前講座 | 地域及び事業者主催の食中毒予防・食の安全に関する講習会に講師を派遣するとともに、意見交換を実施します。 | ● | ● | ● | 保健衛生課 |
| 34 | | | ● | | | | | | | | こころの健康に関する啓発及びイベントの充実 | 精神疾患及びこころの健康問題について、市民講座などを行います。 | ● | ● | ● | 保健予防課 |
| 35 | | | ● | | | | | | | | こころの健康相談の充実 | 面談・電話・訪問にて、精神疾患などについての相談に応じます。 | ● | ● | ● | 保健予防課 |
| 36 | | | ● | | | ● | | | | | アルコール依存症などの相談 | アルコール依存症の患者及び家族の問題を精神保健相談で支援します。 | | ● | ● | 保健予防課 |
| 37 | | | ● | | | ● | | | | ● | 断酒会やAAなど自主グループの支援 | 地域で活動している断酒会やAA(アルコール等の酒害者当事者団体)を支援します。 | | ● | ● | 保健予防課 |
| 38 | ● | | | | | | | | | | 難病患者の栄養相談及び情報の提供 | 難病患者の栄養相談及び栄養・食事に関する情報の提供を行います。 | ● | ● | ● | 保健予防課 |
| 39 | | | | ● | | | | | | | 難病患者の口腔ケア相談及び指導 | 難病患者の療養支援を行う中で、特に口腔ケア及び歯科に関する情報の提供を行います。 | ● | ● | ● | 保健予防課 |

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|---|--|------|------|---------------|-------------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 40 | | | ● | | | | | | | ● | コミュニティソーシャルワーカー(CSW)について、あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントやネットワークづくりの強化を図ります。 | ● | ● | ● | 地域共生 社会推進室 | |
| 41 | | | | | | ● | ● | | | | 人間ドック等助成事業 | 30～74歳の市国保加入者を対象に、人間ドック等の健(検)診受診費用を助成することで、健康診査受診及びがん検診受診を促し、「がん」の早期発見・早期治療、循環器疾患の予防及び早期治療につなげます。 | | ● | ● | 国民健康 保険課 |
| 42 | ● | ● | | ● | ● | ● | | | | | 健康づくりに関する情報提供 | 健康増進・疾病予防などに関するパンフレットを窓口に設置し、希望者(主に市国保加入者)に配布することで、健康づくりに関する知識を普及・啓発します。 | | ● | ● | 国民健康 保険課 |
| 43 | ● | ● | | ● | | | ● | ● | ● | ● | 介護予防普及啓発事業<すこやかエイジング講座> | 介護予防に資する活動の普及啓発推進を目的に、高齢期の健康づくりに対する個人の関心の高さやライフスタイルに合わせて参加できるように、初級・中級・上級・番外編に分類して介護予防教室を開催します。内容は、フレイル予防と生活習慣病予防の2本柱としています。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 44 | | | | | | | | | | ● | 高齢者の健康づくり事業<健幸ポイント事業> | 高齢者の健康づくり活動の定着化を図ることを目的に、介護予防に資する所定の市事業等に参加した場合にポイントを付与します。貯めたポイントでの記念品交換や寄付により、障がい者や子どもの支援に資する取組とし、社会参加の機会を提供しています。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 45 | ● | ● | | ● | | | | | | | 地域介護予防活動支援事業<住民主体の通いの場の充実> | 体操実施グループに対して、市民の自主的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動継続のための支援を行います。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 46 | | | | | | | | | | ● | 生活支援サポーター事業 | 介護保険等の公的サービスと地域の支え合い活動の隙間を埋める担い手「生活支援サポーター」を養成し、地域での活動を支援します。 | | ● | ● | 長寿介護課 |

参考資料

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------------------|--|------|------|-----|-----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 47 | | | | | | | | | | | ● 老人クラブ補助事業 | 高齢者の生きがいづくり、社会参加促進のため、市内各所で活発に地域活動やスポーツ活動等を展開している老人クラブへの助成を通じ、その活動を支援します。また、老人クラブ活動を広く周知し、新たに老人クラブの発足を考えている等の相談については、発足後の安定的なクラブ運営を見据えた助言等を行います。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 48 | | | | | | | | | | | ● シルバー人材センター補助事業 | 高槻市シルバー人材センターの円滑な運営を支援することで、高齢者に仕事を提供し、高齢者の社会参加を促進します。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 49 | | | | | | | | | | | ● 市営バス高齢者無料・割引乗車事業 | 70歳以上で申請のあった高齢者に対し、市営バス無料・割引乗車券を交付し、社会活動の促進を図ります。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 50 | | | | | | | | | | | ● 老人福祉センター管理運営事業 | 市内5か所の老人福祉センターで、各種趣味クラブなどの交流の場を提供することにより、高齢者の社会参加を促進します。 | | | ● | 長寿介護課 |
| 51 | | ● | | | | | | | | | 学校開放 | 市立小・中学校の運動場・体育館を学校教育に支障の無い範囲で開放し、青少年の健全育成や生涯スポーツの推進を図ります。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 52 | | ● | | | | | | | | | 高槻シティハーフマラソン | 高槻シティハーフマラソン実行委員会が実施するマラソン大会の運営補助を行い、円滑な事業促進と市民のスポーツ活動の振興を図ります。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 53 | | ● | | | | | | | | | 体力づくり教室 | スポーツの振興、市民の健康増進及び体力向上を図るため、市民プール、総合体育館、古曽部防災公園体育館にてスポーツ活動プログラムを提供します。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 54 | | ● | | | | | | | | | 総合型地域スポーツクラブ | 地域住民が主体的に地域でスポーツ活動を展開する会員制の総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 55 | | ● | | | | | | | | | スポーツ推進委員の活動 | 市内小・中学校区に「スポーツ推進委員」を設置し、地域住民にスポーツの効用と必要性を啓発し、地域住民のニーズに応じた事業を企画・立案し、地域でのスポーツの実践を促します。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------------------|---|------|------|-----|------------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 56 | | ● | | | | | | | | | 野外スポーツ活動 | ハイキングコースの整備などを通じて、野外スポーツの普及を行い、体力・健康づくりを推進します。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 57 | | ● | | | | | | | | | 障がい者スポーツ振興 | スポーツを行う機会の少ない障がい者がスポーツを行う機会を設定するとともに、障がい者スポーツの振興を図ります。 | ● | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 58 | | ● | | | | | | | | | けやきの森市民大学事業 | 市民公開講座やセミナーを実施し、身体活動・運動を含む、保健や医療の知識の普及・啓発を図ります。 | | ● | ● | 文化スポーツ振興課 |
| 59 | | | ● | | | | | | | | 女性のための心とからだセミナー | 女性のためのからだや心についてのセミナーを実施し、自らの健康について主体的に考えることを啓発します。 | ● | ● | ● | 人権・男女共同参画課 |
| 60 | | ● | | | | | | | | | 前島熱利用センター管理運営事業 | ごみ焼却熱を温水プールなどに利用し、レクリエーションの普及と健康の保持増進を図ります。 | ● | ● | ● | 資源循環推進課 |
| 61 | ● | | | | | | | | | | 保育所給食での栄養管理及び食育の推進 | 公立保育所・認定こども園にて年齢に応じた適切な給食を提供することにより、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図ります。また、保育所給食を通じて、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣を啓発し、その定着を図ります。あわせて、給食献立を市ホームページにて広く市民に紹介し、家庭での活用と「食」に関する情報を発信します。 | ● | ● | | 保育幼稚園総務課 |
| 62 | ● | | | | | | | | | | 食育研修会 | 公立保育所・公立認定こども園・公立幼稚園・民間保育所・民間認定こども園などの職員を対象に、「食育」をテーマとした研修会を開催し、各施設での食育の推進を図ります。 | ● | | | 保育幼稚園総務課 |
| 63 | ● | | ● | ● | | | | | | | 子育て相談の充実 | 電話や面談にて、保護者からの子育てに関する悩み相談を受け、子育ての不安を解消することで、子どもの健全育成を図ります。 | ● | ● | | 保育幼稚園総務課 |

参考資料

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-----------------|--|------|------|-----|----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 64 | | | | ● | | | | | | | 歯科健診及びむし歯予防啓発事業 | 公立保育所・幼稚園・認定こども園において、全児童対象に歯科健診を実施します。また、4、5歳児とその保護者を対象に、歯科衛生士による歯みがき指導や歯科医師による講演を行い、むし歯予防について啓発します。 | ● | | | 保育幼稚園総務課 |
| 65 | ● | | | | | | | | | | 妊婦の教室 | 妊婦及びその家族を対象に、両親教室を実施し、妊娠期の食生活についての知識を普及・啓発します。 | ● | ● | | 子ども保健課 |
| 66 | ● | | | | | | | | | | 乳幼児健康診査における啓発 | 乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の生活リズムと食生活が重要であることを啓発し、乳幼児の発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図ります。 | ● | | | 子ども保健課 |
| 67 | ● | | | | | | | | | | 乳幼児教室での啓発 | 乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の生活リズムと食生活が重要であることと実践方法を啓発し、乳幼児の発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図ります。 | ● | | | 子ども保健課 |
| 68 | ● | | ● | ● | | | | | | | 子育て相談の充実 | 電話・面談・訪問にて、妊娠、出産、育児に関する悩みや相談に応じるとともに、それらを解消できる場所の情報を提供します。 | ● | ● | | 子ども保健課 |
| 69 | ● | | ● | ● | | | | | | | 地域子育て相談 | 地域において、乳幼児の保護者を対象に、育児についての知識を普及・啓発し、育児相談に応じます。 | ● | ● | | 子ども保健課 |
| 70 | | | | ● | | | | | | | 妊婦の歯科保健 | 妊婦及びその家族を対象に、両親教室において、歯科医師や歯科衛生士が講話や相談を通じて、歯の健康について指導・啓発します。 | ● | | | 子ども保健課 |
| 71 | | | | ● | | | | | | | 幼児の歯科保健 | 1歳6か月児健康診査や3歳6か月児健康診査時において、幼児とその保護者を対象に、幼児の歯についての知識を普及・啓発します。 | ● | | | 子ども保健課 |
| 72 | | | | ● | | | | | | | 幼児の歯科教室 | 2歳7か月の幼児と保護者を対象に、歯みがき教室で歯の健康について啓発します。 | ● | | | 子ども保健課 |
| 73 | | | | | ● | | | | | | 妊婦への禁煙指導の推進 | 妊婦及びその家族を対象に、両親教室において、たばこの害について啓発し、禁煙を勧めます。 | ● | | | 子ども保健課 |

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-----------------|---|------|------|-----|-------------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 74 | ● | | ● | | | | | | | | 身体計測と子育て相談 | 乳幼児の発達状況を確認する目安となる身体計測の場を提供するとともに、発達段階に応じた育児の相談などに応じます。 | ● | ● | | 子育て総合支援センター |
| 75 | ● | | | | | | | | | | 各種食育講座 | 乳幼児とその保護者を対象に、講演や調理実習などを通じて、乳幼児からの適切な食事のあり方を普及・啓発し、望ましい食習慣の定着を図ります。 | ● | | | 子育て総合支援センター |
| 76 | ● | | | | | | | | | | 子どもの食に関する情報発信 | 市ホームページや館内でのポスター掲示、チラシなどの配架を通じて、「食」に関する情報を提供します。 | ● | | | 子育て総合支援センター |
| 77 | ● | | ● | ● | | | | | | | 子育て相談の充実 | 電話や面談にて、保護者からの育児に関する悩み相談を受け、子育ての不安を解消することで、子どもの健全育成を図ります。 | ● | ● | | 子育て総合支援センター |
| 78 | | | ● | | | | | | | | 児童家庭相談事業 | 18歳未満の子どもとその保護者を対象に、保護者の育児不安やストレス、親子関係などについての相談に応じ、支援を行います。 | ● | ● | ● | 子育て総合支援センター |
| 79 | | | | ● | | | | | | | 歯みがき教室 | 0歳児の保護者を対象に、歯の磨き方やむし歯予防について普及・啓発します。 | ● | | | 子育て総合支援センター |
| 80 | ● | | | | | | | | | | 食育講座 | 青少年を対象に食育講座を開催し、食材に関する知識や食べ物大切さを楽しく学ぶ機会を提供することで、食育の推進を図ります。 | ● | ● | | 青少年課 |
| 81 | | ● | | | | | | | | | 都市公園での健康遊具の設置 | 市民要望などに基づき、都市公園などで健康遊具を設置します。 | | ● | ● | 公園課 |
| 82 | | ● | | | | | | | | | 番田熱利用センター管理運営事業 | 汚泥焼却熱を温水プールなどに利用し、レクリエーションの普及と健康の保持増進を図ります。 | ● | ● | ● | 下水河川企画課 |
| 83 | ● | | | | | | | | | | 農林業祭 | 農産物の展示や販売を通じて、農林業の振興とともに、地産地消の推進、「食」の安全・安心などについて啓発します。 | ● | ● | ● | 農林緑政課 |
| 84 | ● | | | | | | | | | | 朝市開催支援 | 市内で取り組まれている朝市を通じて、地産地消や食育を推進します。 | ● | ● | ● | 農林緑政課 |

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------------------|--|------|------|-----|-------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 85 | ● | | | | | | | | | | やまざと農業体験 at 二料山荘 | 自然との様々な触れ合いを通じて、農産物を育てる楽しみや収穫の喜びを味わってもらうことで、「食」への関心を高めます。 | ● | ● | ● | 農林緑政課 |
| 86 | ● | | | | | | | | | | 学校給食での栄養管理と食に関する指導 | 栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、「食」に関する指導を行うことで、児童・生徒の健康の保持増進を図ります。 | ● | | | 保健給食課 |
| 87 | ● | | | | | | | | | | 学校給食を通じた食育の推進 | 学校給食を通じて、児童・生徒、その保護者を対象に、適切な食事のとり方や望ましい食習慣、季節・行事にちなんだ伝統的な食文化について啓発します。 | ● | ● | | 保健給食課 |
| 88 | ● | | | | | | | | | | 学校給食献立募集 | 小学6年生、中学1・2年生を対象に栄養バランスのとれた献立を募集し、学校給食の献立に取り入れることで、「食」に関する知識を深めます。 | ● | | | 保健給食課 |
| 89 | ● | | | | | | | | | | 学校給食を活用した食情報の発信 | 学校給食の献立やレシピを市ホームページにて広く市民に紹介することで、家庭での活用と学校給食への関心を高めます。 | ● | ● | ● | 保健給食課 |
| 90 | ● | | | | | | | | | | 地元産農産物を取り入れた給食の実施 | 高槻の農家で大切に育てられた農産物を学校給食に使用することで、児童・生徒が食材の生産から流通、消費までを学習する機会とし、食べ物への感謝の心と食べることへの興味を高めます。 | ● | | | 保健給食課 |
| 91 | | | | ● | | | | | | | 小・中学生への歯科指導 | 小学3年生と中学1年生を対象に、むし歯と歯周病の原因を普及・啓発するとともに、正しい歯の磨き方を実践指導することで、むし歯と歯周病を予防します。 | ● | | | 保健給食課 |
| 92 | ● | ● | | | | | | | | | 家庭教育学習会 | 学校園PTAと共催して、「家庭教育学習会」を実施し、家庭の教育力向上を図ります。 | ● | ● | | 教育指導課 |
| 93 | ● | | | | | | | | | | 学校学習田の活用推進 | 小学校において、地元農家の協力のもと、地域との連携による農業体験学習を実施し、児童の農業や自然環境、「食」に関する理解を深めます。 | ● | | | 教育指導課 |

参考資料

| No. | 目標 | | | | | | | | | | 事業名 | 事業概要 | 対象者 | | | 担当課 |
|-----|---------------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|---------------|--|------|------|-----|----------|
| | (1) 栄養・食生活・食育 | (2) 身体活動・運動 | (3) 休養・こころ | (4) 歯・口腔の健康 | (5) たばこ | (6) アルコール | (7) がん | (8) 循環器疾患 | (9) 糖尿病 | (10) 社会環境 | | | 子ども期 | 成壮年期 | 高齢期 | |
| 94 | | | ● | | | | | | | | スクールカウンセラーの派遣 | 小・中学生を対象に、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対して、児童・生徒の心の安定を図るとともに、いじめや不登校の早期発見や早期対応を図ります。 | ● | | | 教育指導課 |
| 95 | | | | | | ● | | | | | がん教育の実施 | 児童・生徒ががんに関する正しい知識を習得するため、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた「がん教育」を実施します。 | ● | | | 教育指導課 |
| 96 | | | | | ● | | | | | | たばこの害の普及・啓発 | バス停の標柱へのポスター掲示により、たばこの害の普及・啓発を図り、受動喫煙の防止対策を図ります。 | ● | ● | ● | 交通部総務企画課 |

3 策定経過

健康たかつき21庁内推進会議での庁内関係部局による審議、高槻市保健医療審議会での市民、学識経験者、医療関係者、関係団体、議会、教育関係者等による審議を通じて策定を行いました。

<令和4年度>

| 日程 | 会議等 | 主な内容 |
|------------------|--------------------------|--|
| 令和4年 6月28日 | 第1回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次・健康たかつき21」の 取組状況について ・目標項目について ・アンケート項目について ・今後の主な予定について |
| 7月20日 | 第1回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 8月4日 | 第1回高槻市保健医療審議会 | |
| 9月26日～ 28日 | 第2回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票について |
| 10月11日 | 第2回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 11月14日 | 第2回高槻市保健医療審議会 | |
| 11月21日～ 12月9日 | 健康づくり・食育に関するアンケート調査実施 | |

<令和5年度>

| 日程 | 会議等 | 主な内容 |
|----------------------------------|--------------------------|---|
| 令和5年 5月1日～9日 | 第1回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | ・アンケート調査結果報告及び 評価について ・次期計画の方向性について |
| 5月15日 | 第1回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 6月1日 | 第1回高槻市保健医療審議会 | |
| 7月6日～ 11日 | 第2回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | ・「第3次・健康たかつき21」の 取組状況について ・次期計画素案について |
| 7月24日 | 第2回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 8月3日 | 第2回高槻市保健医療審議会 | |
| 8月30日～ 9月1日 | 第3回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | ・次期計画素案について |
| 9月14日 | 第3回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 9月28日 | 第3回高槻市保健医療審議会 | |
| 10月25日～ 27日 | 第4回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | ・次期計画素案の最終確認及び パブリックコメントの実施に ついて |
| 11月7日 | 第4回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 11月21日 | 第4回高槻市保健医療審議会 | |
| 令和5年 12月12日～ 令和6年 1月11日 | パブリックコメントの実施 | |
| 令和6年 1月25日～ 1月29日 | 第5回健康たかつき21 庁内推進会議幹事会 | ・パブリックコメントの結果報告 及び次期計画への反映につ いて |
| 2月5日 | 第5回健康たかつき21 庁内推進会議 | |
| 2月20日 | 第5回高槻市保健医療審議会 | |

4 高槻市保健医療審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)第5条の規定に基づき、高槻市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則9・平24規則41・平24規則50・一部改正)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(平15規則87・一部改正、平19規則9・旧第4条繰上、平24規則41・一部改正、平24規則50・旧第3条繰上・一部改正、平25規則61・一部改正)

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平15規則87・一部改正、平19規則9・旧第5条繰上、平24規則41・一部改正、平24規則50・旧第4条繰上・一部改正)

(専門部会)

第4条 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各々1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。
(平24規則50・追加、平25規則61・一部改正)

(説明等の聴取)

- 第5条 審議会又は専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(平19規則9・旧第8条繰上・一部改正、平24規則41・旧第6条繰下、平24規則50・旧第7条繰上・一部改正)

(庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。
(平15規則87・一部改正、平19規則9・旧第10条繰上、平20規則25・平24規則18・一部改正、平24規則41・旧第7条繰下、平24規則50・旧第8条繰上)

(委任)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(平15規則87・一部改正、平19規則9・旧第11条繰上、平24規則41・旧第8条繰下、平24規則50・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の議長は、市長が行う。

附 則(昭和60年7月19日規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市医療問題審議会規則の規定は、この規則の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者から適用する。この場合において、当該委員の任期は、当該委嘱又は任命された日から起算する。

附 則(昭和62年5月6日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月18日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月6日規則第87号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の高槻市医療問題審議会規則第2条の規定により委員に任命されている者の任期並びにその者に係る定数及び任命区分については、改正後の高槻市医療問題審議会規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日規則第25号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)抄

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日規則第41号)

- 1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 高槻市保健所運営協議会規則(平成15年高槻市規則第10号)は、廃止する。
- 3 高槻市事務分掌規則(平成24年高槻市規則第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年12月19日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 高槻市保健医療審議会委員名簿

<令和4年度>

敬称略、順不同

| 選任区分 | 所属機関 | 氏名 | 備考 |
|-------|------------------|--------|-----|
| 市民 | 市民代表 | 長船 芳和 | |
| | 市民代表 | 吉田 節子 | |
| 学識経験者 | 大阪医科薬科大学教授 | 玉置 淳子 | |
| | 関西大学教授 | 高鳥毛 敏雄 | |
| | 平安女学院大学助教 | 内田 晋子 | |
| 保健・医療 | 高槻市医師会会長 | 保田 浩 | 会長 |
| | 高槻市医師会副会長 | 稲田 泰之 | |
| | 高槻市歯科医師会会長 | 砂野 彰宏 | 副会長 |
| | 高槻市薬剤師会会長 | 石田 佳弘 | 副会長 |
| | 高槻市栄養士会会長 | 青木 有子 | |
| 関係団体 | 高槻市コミュニティ市民会議副議長 | 古前 美紀夫 | |
| | 高槻市社会福祉協議会会長 | 吉里 泰雄 | |
| | 高槻市障害児者団体連絡協議会会長 | 伊藤 義治 | |
| | 高槻市シニアクラブ連合会副会長 | 佐藤 健二 | |
| | 高槻市健康づくり推進協議会会長 | 河野 公一 | |
| 議会 | 高槻市議会議員 | 中村 明子 | |
| 教育関係者 | 高槻市立小学校長会 | 松本 栄治 | |

<令和5年度>

敬称略、順不同

| 選任区分 | 所属機関 | 氏名 | 備考 |
|-------|------------------|--------|-----|
| 市民 | 市民代表 | 川端 正詳 | |
| | 市民代表 | 森田 真子 | |
| 学識経験者 | 大阪医科薬科大学教授 | 玉置 淳子 | |
| | 関西大学教授 | 高鳥毛 敏雄 | |
| | 平安女学院大学助教 | 内田 晋子 | |
| 保健・医療 | 高槻市医師会会長 | 保田 浩 | 会長 |
| | 高槻市医師会副会長 | 稲田 泰之 | |
| | 高槻市歯科医師会会長 | 山本 浩 | 副会長 |
| | 高槻市薬剤師会会長 | 石田 佳弘 | 副会長 |
| | 高槻市栄養士会会長 | 生野 敦美 | |
| 関係団体 | 高槻市コミュニティ市民会議副議長 | 古前 美紀夫 | |
| | 高槻市社会福祉協議会会長 | 吉里 泰雄 | |
| | 高槻市障害児者団体連絡協議会顧問 | 金丸 恒雄 | |
| | 高槻市シニアクラブ連合会副会長 | 佐藤 健二 | |
| | 高槻市健康づくり推進協議会会長 | 河野 公一 | |
| 議会 | 高槻市議会議員 | 吉田 錦司 | |
| 教育関係者 | 高槻市立小学校長会 | 松本 栄治 | |

6 健康たかつき 21 市内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法に基づく健康増進計画及び食育基本法に基づく食育推進計画を健康に重点を置く本市独自の計画として一体的に推進するための計画「健康たかつき21」(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、健康たかつき21市内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進
- (2) 計画の策定及び推進に関する調査及び研究
- (3) その他、本市における健康の増進及び食育の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、担当副市長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、他の副市長を充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出及びその意見を聴取することができる。

(幹事会)

第5条 推進会議は、その目的を達成し、また、円滑な運営を図るために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき、または幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者の出席を求め、資料の提出及びその意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議及び幹事会の事務局は、健康福祉部保健所健康づくり推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項のうち、重要なものは推進会議が定め、その他のものは健康福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「健康たかつき21」計画策定会議設置要綱、「健康たかつき21」推進連絡会設置要綱及び「高槻市食育推進計画」推進本部設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|------|--------------|
| 委員長 | 担当副市長 |
| 副委員長 | 副市長 |
| 委員 | 総合戦略部長 |
| | 総務部長 |
| | 市民生活環境部長 |
| | 健康福祉部長 |
| | 健康福祉部理事兼保健所長 |
| | 子ども未来部長 |
| | 都市創造部長 |
| | 街にぎわい部長 |
| | 教育委員会事務局教育次長 |
| | 交通部長 |
| | 水道部長 |
| 消防長 | |

別表第2（第5条関係）

| | | |
|----------|-------------|----------|
| 総合戦略部 | みらい創生室 | 室長が指名する者 |
| 総務部 | 総務課 | 課長 |
| 市民生活環境部 | コミュニティ推進室 | 室長が指名する者 |
| | 文化スポーツ振興課 | 課長 |
| 健康福祉部 | 国民健康保険課 | 課長 |
| | 長寿介護課 | 課長 |
| | 障がい福祉課 | 課長 |
| | 健康医療政策課 | 課長 |
| | 保健衛生課 | 課長 |
| | 保健予防課 | 課長 |
| 子ども未来部 | 保育幼稚園総務課 | 課長 |
| | 子ども保健課 | 課長 |
| | 子育て総合支援センター | 所長 |
| 都市創造部 | 都市づくり推進課 | 課長 |
| 街にぎわい部 | 農林緑政課 | 課長 |
| | 産業振興課 | 課長 |
| 教育委員会事務局 | 保健給食課 | 課長 |
| | 教育指導課 | 課長 |
| 交通部 | 総務企画課 | 課長 |
| 水道部 | 総務企画課 | 課長 |
| 消防本部 | 消防総務課 | 課長 |

7 用語の解説

| 用語 | 解説 | ページ |
|-------------------|--|-------------|
| あ行 | | |
| 一次予防 | 生活習慣や生活環境の改善等により健康増進を図り、疾病の発生そのものを防ぐために行動すること。 | 1 |
| 医療保険者 | 医療保険事業を運営するために、加入者から保険料を徴収したり、各種保険給付や保健事業を行ったりする実施団体(事業主)をいう。 | 46 |
| うちのお店も健康づくり応援団の店 | 「大阪ヘルシー外食推進協議会」による取組で、飲食店や惣菜店において栄養成分表示やヘルシーメニューの提供などを行っている協力店のこと。 | 36 |
| うつ病 | 「憂うつ」や「気分の落ち込み」などの症状を抑うつ気分といい、それが強い状態を抑うつ状態という。このような症状が一定期間続き、重篤な状態を「うつ病」という。うつ病は、持続する気分の変調により苦痛や日常生活に支障をきたす「気分障害」のひとつ。なお、精神的な不安から心身に様々な不快な変化が現れる「不安症」も、うつ病を併発することがある。 | 57 |
| か行 | | |
| 介護予防 | 要支援・要介護状態になることをできる限り防ぎ、また介護が必要となった場合でも、その悪化をできる限り防ぐこと、さらには、軽減を目指すこと。 | 52、60 など |
| かかりつけ医療機関・歯科医院・薬局 | 身近にいて、日常的に体調の管理や健康に関する相談などを行えるような医療機関、歯科医院、薬局のこと。 | 43、59 など |
| 健康格差 | 地域や社会経済状況の違いによって生じる健康状態の差のこと。日頃の生活習慣や体質などだけでなく、各人が置かれている環境からも影響を受ける。 | 1、11 など |
| 健康寿命 | WHO(世界保健機構)が提唱する「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいう。 | 1、11 など |
| 健康たかつき 21 ネットワーク | 「健康たかつき 21」に基づき、本市の健康づくり及び食育の推進に幅広く取り組むために構成されたボランティア・NPO や教育関係機関も含めた各種団体の集まりのこと。 | 46、77 |
| 健康づくり推進協議会 | 市民の健康づくりの機運高揚を図るため、関係機関が連携して健康・食育フェアや健康たかつき 21 シンポジウムの開催や、健康だよりの発行など継続して活動しており、医療関係者団体や行政などで構成される。 | 46、77 |

| 用語 | 解説 | ページ |
|-----------------------|--|-------------|
| 健康づくり推進リーダー | 地域住民の健康づくりに寄与することを目的として、市が行う各種健(検)診の受診勧奨や健康についてのコミュニティ紙の発行、健康教育・栄養指導に関する講座の開催および協力などを行っている。市内全域の地区コミュニティ組織から選出される。 | 36、37 など |
| 健康都市宣言 | 昭和63年12月に本市が行った都市宣言のこと。WHO(世界保健機構)の提唱に基づき社会的側面を含めた市民の健康づくりについて、医療関係者、行政、企業等まちぐるみで推進していく認識と決意を一つにするための宣言。 | 2、46 など |
| 口腔ケア | 歯ブラシ・歯間ブラシ・デンタルフロス等を使って、歯や口を清潔かつ健康に保つための器質的口腔ケアと、唾液の分泌を促したり、舌・口唇・頬などの機能を維持・回復するための機能的口腔ケアがある。 | 31、32 など |
| 合計特殊出生率 | 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均をいう。 | 9 |
| コミュニティソーシャルワーカー(CSW) | 地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけると共に、新たなサービスの開発や公約制度との関係の調整などを行う専門職。 | 74 |
| さ行 | | |
| サルコペニア | 加齢に伴う骨格筋量の減少や筋力が低下した状態のこと。 ギリシャ語のサルコ(筋肉)とペニア(喪失)を合わせた造語である。 | 20 |
| 子宮頸がん検診液状化検体細胞診(LBC)法 | 専用ブラシで細胞を採取し、保存液の入った容器にブラシを入れ、液状化検体として検査機関に提出する方法。細胞が崩れにくく、採取したすべての細胞が保存されるため、前がん状態をより多く発見できる。また、検体の長期保存が可能で、その検体で再検査やHPV検査ができる。 | 25 |
| 脂質異常症 | 血液中の脂質の値(コレステロールや中性脂肪)が基準値から外れた状態をいう。本計画の目標項目では、国が提示する基準に合わせて、特定健診結果より、LDLコレステロール値が160mg/dl以上の人を算定している。 | 24、67 |
| 歯周病・歯周炎 | 細菌が歯と歯ぐきの間隙などから侵入し、歯ぐきや歯の根元にある骨に異常を起こすことを「歯周病」といい、症状が進行し、歯を支える骨が溶け、歯がぐらぐらしたり、膿が出るような状態を「歯周炎」や歯槽膿漏という。 | 31、59 など |
| 受動喫煙 | 本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。 | 33、34 など |

| 用語 | 解説 | ページ |
|----------------------------|--|-------------|
| 循環器疾患 | 心臓や血管など血液を循環させる臓器に関する疾患をいい、高血圧症、心疾患、脳血管疾患、動脈瘤などを指す。 | 24、43 など |
| 食育 | 食べ物に関するさまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得することで、生きる上での基本である「食べる力」を育むこと。 | 2、3 など |
| 食育SATシステム | フードモデルを選んでセンサーが付いた機械に乗せるだけで、栄養価計算とその食事のバランスがチェックできる、「体験型」の栄養教育システムのこと。 | 26、37 など |
| 食楽ネットワーク | 市内で食育に関わる団体が互いに交流しながら普及・啓発を図るため、平成20年の食育推進計画の策定とともに発足した集まり。平成30年に健康たかつき21推進ネットワーク会議と統合。 | 77 |
| 人工透析 | 腎機能が低下した場合に、老廃物を取り除く機能を人工的に代替する医療行為で、血液透析と腹膜透析の2種類がある。 | 69、71 |
| 心疾患 | 心臓に関する疾患の総称で、血液の循環不全などさまざまな症状を起こします。 | 1、10 など |
| スクールカウンセラー | 学校において、児童・生徒や保護者等の様々な悩みや相談を受ける臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門職。 | 30、58 など |
| ストレスチェック | 労働者が客観的に自身のストレス状況を把握できる検査。労働安全衛生法により従業員常時50人以上の事業所における実施が義務づけられている。 | 58 |
| 生活習慣病重症化 | 肥満症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等を放置することにより症状が進行し、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症等を引き起こし重症化することをいう。 | 14 |
| 生活の質 (QOL=クオリティ・オブ・ライフ) | 人生の内容や社会的にみた生活の質を意味するもので、「その人がどれだけ自分らしく暮らし、生活に幸福を見出しているか」という尺度による概念。 | 41、48 など |
| ソーシャルキャピタル | 人の協調行動を活発にすることによって、地域における社会問題の解決能力を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の重要性を説く概念。 | 42 |
| た行 | | |
| 胎児性アルコール症候群 | 妊娠中の飲酒により、アルコールが胎盤を通過して、胎児に発育遅滞や器官形成不全などが生じること。 | 63 |
| 体組成測定 | 体に微弱な電流を流すことで得られる電気抵抗(電流の流れにくさを示した値)と、体重、身長、年齢、性別といった情報を組み合わせて、体脂肪率や内臓脂肪レベルといった数値を算出する機器を用いた測定のこと。 | 28、37 など |
| 高槻ますます元気体操 | 高槻市が高齢者の介護予防を目的に作成した健康体操。「ストレッチ」「筋力アップ体操」「お口の体操」「ウォーキング」等の体操で構成されている。 | 56、74 |

| 用語 | 解説 | ページ |
|-----------------------|---|-------------|
| 高槻もてもて筋力アップ体操(もてきん体操) | 「もっと手軽に、もっと手堅く」をコンセプトに、およそ 4 分間の音楽に合わせた体操。「かかとおとし」「足ふみ」「ランジ」「バランス」「スクワット」の5種類の動きを組み合わせた内容。 | 20、56 |
| 低出生体重児 | 出生体重 2,500 グラム未満の赤ちゃんをいう。 | 61 |
| 低栄養 | 体に必要な栄養素やエネルギーを十分に摂取できていない状態。 | 32、49 など |
| 糖尿病性神経障害 | 糖尿病の合併症の一つで、神経に起こる障害。運動神経障害・感覚神経障害・自律神経障害などの症状が現れる。 | 69 |
| 糖尿病性腎症 | 糖尿病の合併症の一つで、腎臓の機能が低下した症状。高血糖状態が長く続くと、腎臓の中にある細い血管の集合体である糸球体が傷つき、血管の詰まりや破れを起こし、腎機能が低下する。悪化すると腎不全に移行し、人工透析が必要になることもある。 | 69 |
| 糖尿病網膜症 | 糖尿病の合併症の一つで、目の網膜に起こる障害。高血糖状態が長く続くと、目の網膜に広がっている毛細血管が障害され、やがて失明することもある。 | 69 |
| な行 | | |
| ナッジ理論 | ナッジ理論とは「そっと後押しする」という意味で、望ましい方向が明らかな場合に、行動経済学を用いて、選択の余地を残したまま、金銭的なインセンティブを用いず人の行動変容を促す理論。 | 25、66 など |
| 乳幼児突然死症候群(SIDS) | それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息などではなく、何の予兆や既往歴もないまま突然亡くなってしまうこと。 | 61 |
| 年齢調整死亡率 | 地域によって、各年齢の人口にばらつきがあるため、比較を行う際に、基準人口に合わせて年齢構成を調整してそろえた死亡率のこと。 | 23、24 など |
| は行 | | |
| はにたん適塩プロジェクト | 高血圧を予防するための対策として、「1食1gの塩分を減らしましょう」「1日1皿の野菜料理を増やしましょう」を合言葉に、本市で行っている幅広い年代への適塩(おいしくて塩分控えめな食生活)啓発運動のこと。 | 26、52 など |
| 肥満 | 体重が多いだけでなく、体脂肪が過剰に蓄積した状態を言う。「内臓脂肪型肥満」と「皮下脂肪型肥満」に分けられ、前者の方が生活習慣病を発症するリスクが高い。 | 26、27 など |
| ピロリ菌 | 経口感染により感染すると考えられている胃の粘膜に生息する菌で、放置しておくとも胃や十二指腸の病気を引き起こす恐れがある。 | 25 |
| フレイル | 加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、心身の脆弱化が出現した状態であるが、早期に介入して対策を行うことにより、生活機能の維持向上が可能な状態。 | 20、28 など |

| 用語 | 解説 | ページ |
|-----------------------|---|-------------|
| 平均寿命 | 0歳における平均余命のこと。平均余命とは国が計算し発表する年における各年齢の人が、残り何年生きられるかを平均したもの。 | 1、11 など |
| ヘルспロモーション | 人々が自ら健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスで、各個人がより良い健康のための行動をとることができるよう、政策等も含めた環境を整えること。 | 41 |
| ヘルスリテラシー | 健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して最善の健康行動を選択することができる能力。 | 41 |
| ま行 | | |
| メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) | 内臓脂肪が蓄積した肥満状態に加えて高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることで、生活習慣病や将来的に心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を発症しやすい状態をさす。 | 15、24 など |
| メンタルヘルス | 精神面における健康のこと。 | 55、58 |
| や行 | | |
| 要介護状態 | 身体や精神上の問題により、入浴、排せつ、食事などの日常生活や身の回りの世話に支援が必要な状態をさす。 | 55 |
| ら行 | | |
| ライフコースアプローチ | 胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた考え方。国の健康日本21(第三次)から新たに提唱された。 | 2、42 など |
| ライフスタイル | 個人の人生観、習慣や暮らし方を表した生活様式。 | 42 |
| ライフステージ | 人が生まれてから死に至るまでの様々な人生の段階を表す言葉。本計画では子ども期、成壮年期、高齢期の3つに分けている。 | 2、3 など |
| ロコモティブシンドローム(症候群) | 骨、関節、筋肉といった運動器の障がいのために、移動機能の低下をきたし、進行すると介護が必要になる危険性が高くなる状態のこと。 | 28、37 など |
| アルファベット | | |
| COPD(シーオーピーデー) | 慢性閉塞性肺疾患のこと。たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなるなどの症状がある。 | 33、61 など |
| HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー) | 血糖値の状態を知るための指標であり、赤血球中のヘモグロビンのうち、どれくらいの割合がブドウ糖と結合しているかを示す検査値。過去1~2か月間の血糖値を反映し、数値が高いほど糖尿病のリスクが高いことを意味する。 | 18、24 など |
| ICT(アイシーティー) | 「Information and Communication Technology」の略で情報通信技術のことをいう。身近な例では、インターネット上でのやり取りや、メールでのコミュニケーションも該当する。 | 42、68 など |

| 用語 | 解説 | ページ |
|----------------|--|-------------|
| K6(ケーシックス) | 合計点が高いほど、気分・不安障害の可能性が高いことを表す指標。うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的に広く用いられている。 | 30、57 |
| NPO(エヌピーオー) | 「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 | 46 |
| SDGs(エスディージーズ) | 「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」のことをいう。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年までに「持続可能な世界を実現する」ことを目標として掲げている。 | 2、3 |
| SNS(エヌエヌエス) | 「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用したサービスのこと。 | 25、26 など |